

別府公園北口に設置する自動販売機
設置事業者募集要項

令和8年2月

別府市建設部公園緑地課

目 次

	ページ
1 対象物件	2
2 応募資格要件	2
3 自動販売機の設置条件等	2
4 入札参加申込手続	5
5 質問書に対する回答	5
6 入札書の提出及び開札	6
7 設置事業者の決定の取消	8
8 設置管理許可の申請手続	8
9 設置管理許可の取消	8
10 売上金額の情報提供	8
11 その他	8

入札参加申込書・誓約書・役員名簿・入札書・質問書

【募集に関する問い合わせ先】
別府市役所建設部公園緑地課(担当:尾崎)
別府市上野口町1番15号
TEL(0977)-21-1473

別府公園北口に設置する自動販売機(以下「自販機」という。)の設置事業者の募集に応募される方は、この募集要項等をよく読み、次の各事項等をご承知の上、お申し込みください。

1 対象物件

別府公園北口(設置場所詳細図のとおり)

※公募対象区画は3区画とし、1事業者1区画の申請とします。なお、3区画のうち2区画は飲料とし、1区画はアイスクリーム(以下「アイス」という。)・氷菓等を想定しています。

区画番号	設置場所	販売品目	設置台数	その他条件
1	別府公園北口	飲料	1台	あたり機能付き
2	別府公園北口	飲料	1台	—
3	別府公園北口	アイス・氷菓等	1台	—

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 大分県内に本店、支店、又は営業所があること。
- (2) 設置予定の販売品目についての自販機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有しているものであること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ)。
- (4) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- (6) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (7) 暴力団員が役員となっている事業者でないこと。
- (8) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者でないこと。
- (9) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者でないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者でないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者でないこと。
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

3 自動販売機の設置条件等

- (1) 許可期間

令和8年3月23日から、令和13年3月31日まで

(2) 使用料等

ア 設置事業者の公園使用形態

別府市は、自販機設置場所として使用する部分について、公募(入札)の結果、最も高い金額を使用料として提示した者を「公募により選ばれた者」とします。「公募により選ばれた者」が、都市公園法第5条の規定に基づく設置許可申請を行った場合で、これに不備がない場合は、設置を許可します。

イ 使用料

別府市都市公園の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)に基づく使用料(月額120円/㎡)以上で入札のあった最高の価格を落札額(月額)とします。(設置する自販機の寸法が1㎡未満であっても、1㎡とみなします。)

**※入札する際の使用料は「月額」です。
誤って「年額」で入札することの無いようお願いします。**

使用料は、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。自己の責めに帰すべき事由による許可取り消し、辞退については、当該年度の使用料は返還しません。また、当該年度の使用料が未納であるときは、これを納付していただきます。

容器回収ボックス及び電源供給のために必要な設備については、「自販機の設置条件として設置させるもの」として取扱うため、使用料の発生する面積には算入しません。ただし、自販機を撤去した後にそのまま残すことはできません。次の使用者に所有権を引き継がない場合は、原則撤去してください。

なお、条例改正により使用料(月額120円/㎡)が、変動した場合、市は納付額の変更を求める協議を申し入れます。

ウ 設置及び移転の際の費用負担

自販機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

エ 電源設備について

電源設備を新規に設置する場合は、事前に別府市と施工内容について協議を行い、指示に従うとともに、自販機の設置管理許可申請と併せて電源設備の詳細が分かる資料を添付してください。また、自販機の撤去の際は、諸設備(子メーター、電源ケーブル、引き込み柱等)を、許可期間満了までに、次の設置事業者へ所有権を引き継ぐか、撤去を行ってください。

オ 別府市の事情による自販機の移設の費用負担

公園施設の工事その他別府市の事情により、自販機の移設が必要になった場合、その移設に係る費用は、設置事業者の負担とします。

(3) 設置及び使用上の制限

- ア 募集要項記載の条件及び設置管理許可条件を遵守し、使用料を確実に納付すること。
- イ 2-(3)にかかる許認可等は、設置管理許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ウ 自販機の大きさは、1.0㎡以内とし、募集物件の指定範囲内に設置できるものとする。 (回収ボックスの面積は含めない。)
- エ 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。
- オ 設置する自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を必ず明記すること。
- カ 設置する自販機の前面に、「この自販機の売上げの一部が公園の維持管理に役立てられています」との旨の記載を明瞭に行うこと。
- キ 自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ク 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行うこと。
- ケ 販売品目は、清涼飲料水、乳飲料、乳酸飲料及びアイス・氷菓等とすること。販売品目の判断については、別府市の判断に従うこと。
- コ 酒類の販売は行わないこと。

(4) 自販機の機能

- ア 電子マネーやQRコードでの決済が可能な仕様とすること。
- イ 自動販売機の照明はLEDとすること。
- ウ 大規模災害発生時など、停電時でも取り出しが可能な機種かつ、施設管理者が鍵等で操作できる機種とし、無償提供の協力ができるようにすること。(ただし、アイス・氷菓等の自販機は除く。)
- エ ユニバーサルデザインに配慮すること。

(5) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理は、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限等に注意するとともに、売切れ商品がないよう努めること。
- イ 自販機に併設して、原則として自販機1台に1個の回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切にかつ定期的に回収・処分すること。自販機が他社の自販機と隣接する場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収・処分すること。

- ウ アイス・氷菓等を販売する際は、販売品の形状に適した回収ボックスを設置し、周囲への散乱が無い様、定期的に清掃を行うなどを含め、適切に管理を行うこと。
- エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。

4 入札参加申込手続

(1) 申込受付期間

令和8年2月26日(木)～令和8年3月12日(木)【必着】

(2) 入札参加申込書等提出先

住 所 〒874-8511 別府市上野口町1番15号

所 属 別府市役所建設部公園緑地課

担 当 尾崎(オザキ)

連絡先 (0977)-21-1473

※郵送可。持参の場合は事前に電話連絡をお願いします。

※質問は電話可。

(3) 申込に必要な書類

ア 入札参加申込書(様式 1)

イ 誓約書(様式 2)

ウ 役員名簿(様式 3)

エ 履歴事項全部証明書の写し

オ 国税及び地方税の未納の税額がないことの証明書の写し。国税は納税証明書(その3)に限る。

カ 事業概要

(ア) 会社概要

キ 許認可等の免許の写し(該当がある場合。)

※期限までに申込書を提出できないときは、入札に参加できません。

5 質問書に対する回答

(1) 質問書への回答予定日

令和8年3月5日(木) ※質問がある場合は前日までにお問い合わせください。

(2) 回答方法

質問内容を整理した上で、別府市公園緑地課ホームページ上に掲載します。

※質問書に対する回答を見た上で入札書の記載を行うようお勧めします。

6 入札書の提出及び開札

(1) 開札日

開札日 令和8年3月13日(金)

※ 開札時間は、午前 10 時(予定)です。

※ 開札日の前開庁日(令和8年3月12日(木))までに入札書が届かない、または指定された方法以外で入札書を郵送した場合、理由のいかんを問わず入札が無効となります。

(2) 入札書の提出先及び開札の場所

※4(2)のとおりです。

※必ず簡易書留又は一般書留にて郵送のこと。
簡易書留又は一般書留以外での提出以外は無効とします。

(3) 入札時提出書類

ア 入札書(別府市所定様式)

イ 担当者名刺

(4) 入札金額の記入

ア 入札金額は、1㎡あたりの月額使用料を記入すること。

イ 入札にあたり、現場の状況、電気の接続手段等をよく確認すること。

ウ 入札書は所定の様式を使用すること。

エ 郵便入札の入札者は、代表者本人によるものとし、代理人による入札は無効とする。

(5) その他入札注意事項

ア 入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

イ 入札参加者は、一度郵送したものの訂正のため再度提出を行うことはできない。
(2回目以降の提出を無効とする。)

(6) 開札

ア 開札は、入札書の提出締切の翌日に速やかに行う。

イ 開札には、当該入札事務に関係のない別府市職員を立ち合わせ、開札結果の確認、くじ引きの手続き等を行う。

ウ 入札結果を表として作成し、落札者及び落札金額を別府市公園緑地課のホームページにて公開する。

エ 入札状況(郵送された入札書)については、入札者に対して一定期間公開する。

(7) 入札状況の公開について

前号エの入札状況は以下のとおり公開する。

入札状況公開開始予定期間 令和8年3月16日(月)～3月31日(火)

公開場所 別府市役所建設部公園緑地課(本庁舎 3階)

公開内容 入札結果

(8) 入札書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料(月額 120 円/㎡)を下回る価格によるもの。

イ 入札資格のない者が入札したもの。

ウ 指定の日時まで提出しなかったもの。

エ 指定された方法以外で送付されたもの。

オ 入札参加者の記名押印がないもの。

カ 本市が交付した入札書を用いずに提出したもの。

キ 入札者が2区画以上に入札額を記入したとき。

ク 入札価格又は入札参加者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの。

ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がしたもの。

コ その他、入札に関する条件に違反したもの。

(9) 設置事業者の決定

ア 設置事業者の決定は、条例に基づく最低使用料(120 円/㎡)以上で最高の価格を落札した者とする。

イ 落札となる同一価格の入札者があるときは、くじ引きで設定事業者を決定する。

ウ くじ引きは、「郵便入札におけるくじ引きの手順等について」により行う。

(10) 開札結果の公表

設置事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び決定金額を、別府市公園緑地課のホームページで公開します。設置事業者となった場合は、公園緑地課へ設置管理許可申請の手続きを行ってください。

(11) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、若しくは延期することがあります。

(12) 異議申し立て

入札をした者は、入札後、募集要項、その他書類であらかじめ示した諸条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(13) 入札の辞退

入札を希望しない場合、又は辞退したい場合は、開札日の前日までに連絡してください。

7 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

なお、設置事業者の決定を取り消した場合、当該場所の公募において次点であった者(次点の者が辞退した場合等は次点に次ぐ者、以下同様。)を、新たな設置事業者とする場合があります。この場合の使用料は、当該設置事業者が公募の際に提示した額とします。

- (1) 正当な理由なくして、決定から2カ月以内に設置許可申請の手続を行わなかった場合。
- (2) 設置事業者が公募の応募資格要件を満たさなかった場合、及び応募資格要件を満たさないことが後に判明した場合。
- (3) 設置事業者が辞退した場合。

8 設置管理許可の申請手続

設置事業者は、令和8年3月19日(木)までに、公園緑地課へ、都市公園法第5条に基づく設置許可申請を行ってください。

設置許可申請書の申請期間は、3(1)のとおり記載してください。

9 設置管理許可の取消

その他、本要項の定めに対し、不適合と認められる場合、設置管理許可を取り消します。

10 売上金額の情報提供

別府市が、売上金額について照会を行った場合は、期限内に回答を行ってください。回答内容については、公開する場合があります。

11 その他

入札にあたり、以下の情報(予定を含みます)についてご注意ください。

- (1) 公園の管理形態や整備予定は、今後も変動することがあります。
- (2) 公園利用者からの要望等により、品目の異なる自販機を近隣に募集することがあります。(飲料自販機の横に軽食等の自販機を新たに募集する等。)
- (3) 設置後の収益等の実績によっては、売り上げの一部を市へ還元する等について、市は設置事業者と協議を申し入れます。